

令和5年度第7回
東京都私立学校審議会
会議録（第831回）

令和5年11月20日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 2 時55分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 7 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、16名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、お願いいたします。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 5 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 5 年11月20日付、東京都知事名。

記、1、東京コミュニケーションアート専門学校の高等課程設置及び目的変更認可について（江戸川区）、ほか 4 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と新たに諮問される案件 5 件の計 7 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 2 号から第 7 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

また、議案第 1 号につきましては、第一部会におきまして、審査の結果、継続審議となりましたので、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、東京先端計算専門学校の設置認可に係る計画承認についてでございます。

こちらにつきましては、引き続き、第一部会において審議をお願いいたします。

議案第 2 号は、東京町田歯科衛生学院専門学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしてございましたので、第一部会の平野委員から、調査結果につきまして、説明を願います。

○平野委員 それでは、議案第2号につきまして、御説明申し上げます。

本案件は、東京町田歯科衛生学院専門学校の設置認可についてでございます。

令和5年10月30日に、加茂川主査、東京都私学部職員と私で、町田市職員同席の下、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人大原学園から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、人材育成についてです。歯科衛生士国家試験の支援体制について、既施設校の運営上の経験、実績を踏まえ、密接な連携・協力を努めるなど、学生が目線に立った万全な支援体制の構築を図られたいこと。その際、地域に貢献できる歯科衛生士の人材育成に努め、歯科衛生士の社会的需要に答えられたいこと。

2つ目は、教員の確保と育成についてです。学生に対する教育・指導の充実を図るため、専門教育の確保とともに、その育成・研修に努められたいこと。特に実務家教員などに対する内部研修の充実を図っていただきたいこと。

3つ目は、学生のメンタルヘルス対応についてです。多様な学生に対し、個別面談や学生生活、進路の相談などについて、プライバシーに配慮するとともに、必要な人材の配置など、相談しやすい環境の整備に努められたいこと。特に、入り口のある1階は職員がいないことから、入り口近くにあるガイダンスルームの運営も含めて、安全面、防犯面に十分留意されたいこと。

4つ目は、学生の安全確保と近隣地域への対応についてです。校舎の設置場所は、周辺の駅からアクセスが良好である一方、周辺は商業地域であり、交通量、通行量が多いことから、学生の安全確保に配慮するとともに、近隣住民に迷惑をかけないように、十分な生活指導に努められたいこと。

以上の4点でございます。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から、説明いたします。

○福本私学行政課長 事務局でございます。

本案件は、学校法人大原学園から申請がありました東京町田歯科衛生学院専門学校の設置認可申請でございます。

本案件は、学校の新規設置ですが、既存の建物の活用にて、基準を満たす校舎があることから、一段階審査を取るものです。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明申し上げます。

学校の目的は、要項 1 に記載のとおり、「本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、医療関係に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

開設の時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項 6 に記載のとおりです。

設置者は学校法人大原学園で、理事長は中本毎彦氏、校長は山元貴司氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項 9 に記載のとおり、修業年限 3 年の歯科衛生学科を設置します。入学定員及び総入学定員は 70 名、総定員は 210 名となります。

主要教科名は、要項 10 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項 11 から 14 に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 15 及び 16 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することいたします。

次は、専修学校についての案件でございます。

議案第 3 号は、東京コミュニケーションアート専門学校の高等課程設置及び目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 3 号の課程設置及び目的変更認可について、御説明いたします。

東京コミュニケーションアート専門学校は、昭和 62 年 11 月 18 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、高等課程設置と現状に合わせた学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項に記載のとおり、学校の現状に合わせ、エコロジーを削除して、「本校は、学校教育法に基づき、デザイン・マスコミ・コンピュータ分野に関連する業界の業務に従事しようとする者に、必要な知識・技能を授け、併せて心身を鍛錬し、社会に有用

な人材を養成することを目的とする。」に変更します。

学校の名称は、要項 2 に記載のとおりです。

課程（分野）の名称は、要項 3 に記載のとおり、高等課程を設置いたします。

位置は、要項 4 に記載のとおりです。

高等課程の開設時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

開設の理由は、当校が開校以来培ってきた産学連携教育を柱とした実学教育を行うことで、若い世代の才能の芽を伸ばし、夢や目標に近づける支援を施し、進路の多様性にも対応する高等課程を新設するためです。

設置者は学校法人滋慶学園で、理事長は浮舟邦彦氏、校長は篠塚正典氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 8 に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項 9 に記載のとおり、文化・教養高等課程（文化・教養関係）に、デジタルデザイン科、昼間部一、修業年限 3 年、総定員 120 名、また、同じくデジタルデザイン科、昼間部二、修業年限 3 年、総定員 120 名の合計総定員 240 名の高等課程を設置いたします。

主要教科名は、要項 10 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、要項 11 から 14 に記載のとおり、基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 15 及び 16 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しております。

以上で、議案第 3 号の御説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

（委員了承）

○近藤会長 それでは、議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、各種学校についての案件でございます。

議案第 4 号は、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 4 号、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

共立日語学院は、各種学校として平成 28 年 10 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、令和 6 年 4 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでござい

ます。

設置者は、学校法人共立育英会で、理事長は石塚庸平氏、校長は内山康和氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりで、第一部、第二部、それぞれの進学日本語課程2年コースの入学定員を40名から60名へ、進学日本語課程1年9ヶ月の入学定員を20名から30名へ、進学日本語課程1年6ヶ月コースの入学定員を40名から60名へ増員しております。これにより、総定員は560名から760名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、幼稚園についての案件でございます。

議案第5号は、井草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第5号、井草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人松峯学園、園長は鈴木澄子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級100名を4学級70名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、高等学校についての案件でございます。

議案第6号は、立志舎高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可、議案第7号は、東海大学付属望星高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、2件まとめて説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第6号について、御説明いたします。

これは、学校法人立志舎が設置しております立志舎高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、及び、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。教育活動並びに学校経営の維持充実に図ります。また、校舎の老朽化に伴うメンテナンス維持と近い将来のICT化を見据えた設備充実のため、学費を変更するものです。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙、学則比較対照表を御覧ください。学則第28条に定める平日コースの施設費を年額9万円から年額12万円に変更し、平日コースにおいて施設充実費を年額7万円にて新設いたします。施設費と施設充実費についてですが、施設費は校舎老朽化に伴うメンテナンス維持等のハード面、施設充実費は電子黒板の導入やタブレットの設備等のICT化を見据えたソフト面での活用を想定しております。また、土曜コースと科目履修生の授業料を1単位7,500円から1単位1万円に変更いたします。変更点については、以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載してありますので、御参照ください。

以上、議案第6号についての説明を終わります。

○事務局 続いて、議案第7号について、御説明いたします。

これは、学校法人東海大学が設置しております東海大学付属望星高等学校（広域の通信制課程）に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。1点目として、既存の技能教育施設1校との連携終了及び新たに技能教育施設1校との連携開始により、技能教育施設の追加・削除を行います。また、新たな技能教育施設との連携開始に伴い、教育課程表の変更と面接指導等実施施設の総定員数を変更します。2点目として、教育活動及び学校経営の維持充実に図るため、学費を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1、学則比較対照表を御覧ください。別紙に移りますが、技能教育施設の追加・削除について、学則第35条第3項、東京都武蔵野市にあ

ります二葉ファッションアカデミーが、令和4年度末に閉校し、連携終了となり、これに伴い、削除します。また、裏面になります。また、学則第35条第9項に、神奈川県にあります生蘭高等専修学校を、連携開始に伴い、追加します。また、生蘭高等専修学校の設置課程は商業実務高等課程であり、連携開始により、別表、教育課程表のうち、商業系の教育課程を更新します。最後に、追加・削除する技能連携施設の収容定員数を、学則第14条の面接指導等実施施設の生徒定員に反映させます。なお、生蘭高等専修学校の施設については、国の基準及び都の通信課程に係る認可基準を満たしていることを、図面により、確認しました。変更理由の2つ目ですが、学費の変更について、学則第26条の4、授業料（月額）を1万9000円から2万2000円に3,000円増額します。増額理由は、教育支援のアプリケーションやデジタル学習用のアプリケーション、添削・採点システムを導入するとともに、デジタルでの補助教材、動画コンテンツを導入するなど、ICT環境をさらに生かした教育の質の向上を図るためです。なお、変更後の学費は令和6年度入学生から適用となり、現在の在校生は従前の学費の適用となります。

以上、議案第7号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

まず、議案第6号について、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第7号につきまして、何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、12月18日、月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後3時17分閉会